

12月4日～10日は人権週間
12月10日は人権デーです



みんなで築こう 人権の世紀

— 考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心 —

法務省と全国人権擁護委員連合会では、国際連合において世界人権宣言が採択された12月10日の「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想のより一層の普及高揚を目的として啓発活動に努めています。

人権は、私たちが幸福な生活を営むために必要な固有の権利であり、日本国憲法によって全ての国民に保障されています。私たちは基本的人権をお互いに尊重し合うとともに、大切に守り育てていかなければなりません。

10月1日から「障害者虐待防止法」（正式名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）が施行されました。社会全体で障がい者の権利と尊厳を守るため、虐待の防止と早期発見に努めましょう。

特設人権相談

日 時 12月6日(木)午前10時～午後3時

場 所 文化プラザ・展示室

相談対応 人権擁護委員

相談は無料で、秘密は厳守されます。

※12月13日(木)の定例相談はお休みします。

- ▷ 女性の人権を守ろう
- ▷ 子どもの人権を守ろう
- ▷ 高齢者を大切にすることを育てよう
- ▷ 障がいのある人の自立と社会参加を進めよう
- ▷ 部落差別をなくそう
- ▷ アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ▷ 外国人の人権を尊重しよう
- ▷ HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう
- ▷ 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ▷ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ▷ インターネットを悪用した人権侵害をやめよう
- ▷ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ▷ ホームレスに対する偏見をなくそう
- ▷ 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ▷ 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- ▷ 人身取引をなくそう
- ▷ 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

問 秘書広報課（内線185）

冬を迎える前に 早めに水道の防寒対策をしましょう

毎年冬を迎えると、水道管や水道メーターが凍結して水が出なくなったり、破損したりする事故が多発します。その際の修繕費用や漏水した水道料金は、個人負担となってしまいます。

凍える朝でもいつも通り水道が利用できるように、事前に防寒対策をして破損事故などを防ぎましょう。

※修理などの依頼は、市水道工事指定店へお願いします。

注意が必要な箇所

- ▷ 露出している水道管や水道メーター
- ▷ 屋外の蛇口、散水栓など

防寒方法

- ▷ 発泡スチロールで覆う、または毛布や布で覆ってビニールをかぶせ、ビニールテープを巻く
- ▷ メーターボックスの中に、保温材（発泡スチロールや古い布など）を入れておく

凍結してしまった場合

- ▷ ぬるま湯をかけて解凍する（ひび割れや破裂を防ぐため、火や熱湯は使わない）

問 水道課（内線125）

